

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年10月11日付けで行った公文書部分開示決定のうち、別表に記載した情報を不開示としたことは妥当とはいえ、その余の部分を開示すべきであるが、その余の部分を開示としたことは妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年10月25日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「〇年〇月〇日〇曜日に行われた大宮駅東口での〇〇党公認の〇〇〇〇さんの選挙活動に関する警察が保有する記録の全て」の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、令和3年12月15日付けで、条例第10条第3号及び第5号柱書きに該当するとして、全部を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年12月23日付けで、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求1について、令和4年5月13日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和5年3月6日付けで、埼玉県情報公開審査会運営要領第22条の規定に基づき、諮問庁に対し、答申第266号（以下「本件答申」という。）を交付した。

- (6) 諮問庁は、令和5年8月23日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第51条の規定に基づき、審査請求人に対し、裁決（以下「本件裁決」という。）を送達し、実施機関には本件裁決書の謄本を送付した。
- (7) 実施機関は、令和5年10月11日付けで、本件裁決に基づき、公文書部分開示決定（以下「本件再処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (8) 審査請求人は、令和5年10月30日付けで、諮問庁に対し、本件再処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。
- (9) 当審査会は、本件審査請求2について、令和6年1月30日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (10) 当審査会は、令和6年4月25日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件再処分を取消し、開示することを求める。

(2) 審査請求の理由

本件再処分は、本件答申により開示すべき箇所も明確に示された上で決定されている。本件答申に係る埼玉県情報公開審査会の審議は計8回行われ、慎重に本件答申が出されているにも関わらず開示されない部分が多い。

条例第1条（目的）には県民の知る権利の保障について書かれている。埼玉県情報公開審査会が示した開示すべき箇所は県民の知る情報だと示したということである。実施機関は重く受け止め、開示して頂きたい。

(3) 反論書の趣旨

本件答申が出され、改めて実施機関は本件再処分を行った。

本件答申により開示すべきと示された箇所より、実施機関が本件再処分により開示した箇所は少ないことから、本件答申に従った開示を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

法第52条第1項は、「裁決は、関係行政庁を拘束する。」と規定されており、また、同条第2項は、「申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。」と規定されている。

本件開示請求に対し、実施機関は、当初本件処分を行ったが、本件審査請求1を提起され、本件裁決で実施機関が全ての情報を不開示としたことは不当であるとの決定が行なわれたことから、法第52条第2項に基づき本件再処分を行ったものである。

本件答申では、警察が警備を行うにあたり、どのような体制で、どのように警備を行うか等について具体的な内容が記載されている情報（以下「警備情報」という。）は、公にすることにより、テロ等の不法行為の敢行を容易にするおそれがあることから、条例第10条第3号に該当すると記載されているが、本件裁決では、警備情報に加え、警護対象者に係る情報についての記載があり、特定の要人に対する同様の開示請求が繰り返されることにより、どのような立場の人間がどの時点において警護対象となるのかなど、特定の要人を狙ったテロ等の違法行為を企図しようとする者又は集団にとっては十分有意義な情報となるため、特定の要人に係る情報等は、公にすることにより、テロ等の不法行為の敢行を容易にするおそれがある情報であると認められることから、条例第10条第3号及び第5号柱書きに規定する不開示情報に該当すると記載されている。よって、本件再処分は、警備情報に加え、警護対象者に係る情報を警察活動に支障を及ぼす情報として不開示にしたものである。

審査請求人は、本件答申で開示すべき箇所が明確に示されているにも関わらず、開示されていない部分が多い旨の主張をしているが、本件再処分は本件裁決に基づき行われたものであり、審査請求人の主張は否認する。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、警護実施計画（警備部警備課保有分。以下「本件対象文書1」という。）、警護実施結果（警備部警備課保有分。以下「本件対象文書2」という。）、〇〇〇〇に伴う警備出動指揮書の作成について（警備部機動隊保有分。以下「本件対象文書3」という。）、出動結果報告書（警備部機動隊保有分。以下「本件対象文書4」という。）、警護実施計画（案）（大宮警察署保有分。以下「本件対象文書5」という。）及び警護実施結果（大宮警察署保有分。以下「本件対象文書6」という。）の6つである。

(2) 本件審査請求2について

実施機関は、本件裁決に基づき、本件再処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件再処分により開示された箇所が本件答申により開示すべきと示された箇所より少ない旨主張し、本件再処分の取消しを求めて本件審査請求2を行ったものである。

本来、当審査会の設置趣旨及び意義等を踏まえれば、答申は最大限尊重され、裁決は答申の趣旨に則って行われるべきと考えられるが、法的に諮問庁を拘束するものではない。また、法第52条第2項の規定に基づき、再処分は裁決の趣旨に従って、行わなければならない。

そのため、審査請求人は本件再処分に不服を申し立てるのであれば、本件再処分を拘束する本件裁決の取消しの訴えを提起する方法が考えられるところ、本件再処分が本件裁決に基づき、改めて行われた処分であることを鑑み、当審査会において、本件再処分の妥当性について、以下検討することとした。

(3) 本件再処分の妥当性について

ア 条例第10条第3号及び第5号について

条例第10条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

また、条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体（・・・略・・・）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。

イ 警備体制、部隊運用及び車両や無線等の資機材に係る情報等について

当審査会において、本件対象文書1から本件対象文書6までを見分したところ、実施機関が警備情報に当たるとして、条例第10条第3号及び第5号柱書きに該当するとした当該不開示情報のうち、警備体制、部隊運用、車両や無線等の資機材（以下「警備体制等」という。）に係る情報及び警備体制等を計画する上で収集した情報（以下「警備計画に係る収集情報」という。）については正に警備情報であり、公にすることにより、テロ等の不法行為の敢行を容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められる。したがって、警備体制等に係る情報及び警備計画に係る収集情報は、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当する。

なお、警備体制等に係る情報及び警備計画に係る収集情報は、上記のとおり条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、実施機関が主張する条例第10条第5号柱書きに規定する不開示情報の該当性については判断するまでもない。

他方、本件対象文書3の2頁目「警備情勢」欄及び「警備方針」欄に記載された内容（以下「警備情勢等に係る情報」という。）は、公にすることにより、テロ等の不法行為の敢行を容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報に該当するとは言えず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも言えない。したがって、警備情勢等に係る情報は条例第10条第3号及び第5号柱書きに規定する不開示情報に該当しない。

ウ 警護対象者に係る情報について

当審査会において、本件対象文書1から本件対象文書6までを見分したところ、実施機関が警護対象者に係る情報として、条例第10条第3号及び第5号柱書きに該当するとした当該不開示情報には、警護対象者の氏名、来県に係る時間、場所及び目的等が記載されていることを確認した。

警護対象者に係る当該不開示情報について個別に検討したところ、警護対象者の氏名、来県に係る場所及び目的等（以下「警護対象者の氏名等に係る情報」という。）については、当該演説会等を主催する団体又は報道機関等により広報され、演説会においては公衆の面前で実施されていることから、公知の情報である。

また、警護対象者の氏名等に係る情報が警備情報と一体とみなせる情報であり、公にすることにより、テロ等の不法行為の敢行を容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報に該当するとは言えず、また、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも言えない。

したがって、警護対象者の氏名等に係る情報は条例第10条第3号及び第5号柱書きに規定する不開示情報に該当しない。

他方、警護対象者の来県に係る時間等については警護対象者の動向や行動パターンに係る情報として、当該時間帯における警備体制及び部隊運用に直結する情報であり、警備情報と一体とみなせる情報であることから、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当し、条例第10条第5号柱書きに規定する不開示情報の該当性について判断するまでもない。

エ 警察の内線電話番号について

当審査会において、本件対象文書2及び本件対象文書3を見分したところ、実施機関が条例第10条第5号柱書きに該当するとした当該不開示情報には、警察の内線電話番号が記載されていることを確認した。

警察の内線電話番号については、警察における通常業務に必要な連絡及び突発事案への対応等に使用されるものであり、公にすることにより、警察に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例第10第5

号柱書きに規定する不開示情報に該当する。

オ 警察職員の氏名及び印影（警部及び警部相当職以上の職員を除く。以下「警察職員の氏名等」という。）について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定するものの、同号ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する情報は、不開示情報から除くものとしている。

当審査会において、本件対象文書1から本件対象文書6までを見分したところ、実施機関が条例第10条第1号及び第3号に該当するとした当該不開示情報には警察職員の氏名等が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第10条第1号本文に該当する。そして、警部及び警部相当職未満の職員の氏名については、埼玉県職員録においても、新聞の人事異動情報においても公表されていないことから、法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、警察職員の氏名等は、実施機関が主張する条例第10条第3号に規定する不開示情報への該当性については判断するまでもなく、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

カ 小括

以上のことから、上記イ、ウ、エ及びオで不開示情報と判断した情報を不開示とすることは妥当であるが、その余の別表に記載した情報については、不開示情報に該当せず、開示すべきである。

(4) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

武市 周作、今泉 千晶、安原 陽平

審議の経過

年 月 日	内 容
令和6年 1月30日	諮問(諮問第369号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和6年 2月19日	審議(第一部会第168回審査会)
令和6年 4月25日	諮問庁から意見聴取及び審議(第一部会第170回審査会)
令和6年 5月23日	審議(第一部会第171回審査会)
令和6年 6月27日	審議(第一部会第172回審査会)
令和6年 7月25日	審議(第一部会第173回審査会)
令和6年 8月29日	審議(第一部会第174回審査会)
令和6年10月 3日	答申

別表

本件対象文書	開示すべき箇所
本件対象文書 1 1 枚目	左側の表のうち、1 段目 3 列目全て
	左側の表のうち、3 段目 3 列目全て
	左側の表のうち、4 段目 3 列目全て
	左側の表のうち、7 段目 2 列目全て
	左側の表のうち、7 段目 3 列目の 1 行目 5 文字目から 10 文字目まで
	左側の表のうち、7 段目 3 列目の 2 行目 5 文字目から 8 文字目まで
	左側の表のうち、7 段目 3 列目の 3 行目 5 文字目から 6 文字目まで
	左側の表のうち、8 段目 2 列目全て
	左側の表のうち、8 段目 3 列目全て
	左側の表のうち、7 段目から 8 段目 4 列目の 2 行目全て
	左側の表のうち、7 段目から 8 段目 4 列目の 6 行目全て
	右側の表のうち、2 列目全て
	右側の表のうち、1 段目 3 列目の 1 行目 6 文字目から 11 文字目まで
	右側の表のうち、1 段目 3 列目の 2 行目 6 文字目から 10 文字目まで
	右側の表のうち、1 段目 3 列目の 3 行目 6 文字目から 7 文字目まで
	右側の表のうち、2 段目 3 列目の 1 行目 6 文字目から 11 文字目まで
	右側の表のうち、2 段目 3 列目の 2 行目 6 文字目から 12 文字目まで
	右側の表のうち、2 段目 3 列目の 3 行目 6 文字目から 7 文字目まで
	右側の表のうち、3 段目 3 列目の 1 行目 6 文字目から 11 文字目まで
	右側の表のうち、3 段目 3 列目の 2 行目 6 文字目から 10 文字目まで
右側の表のうち、3 段目 3 列目の 3 行目 6 文字目から 7 文字目まで	

本件対象文書1 1枚目	右側の表のうち、4段目3列目の1行目6文字目から11文字目まで
	右側の表のうち、4段目3列目の2行目4文字目から13文字目まで
	右側の表のうち、4段目3列目の3行目6文字目から7文字目まで
	右側の表のうち、4列目の1行目全て
	右側の表のうち、4列目の4行目2文字目から7文字目まで
	右側の表のうち、4列目の12行目2文字目から7文字目まで
	右側の表のうち、4列目の17行目2文字目から8文字目まで
3枚目	表題全て
4枚目	表題の1文字目から9文字目まで
5枚目	表題の1文字目から9文字目まで
6枚目	表題の1文字目から6文字目まで
7枚目	表題の1文字目から7文字目まで
8枚目	表題の1文字目から7文字目まで
9枚目	表題の1文字目から7文字目まで
10枚目	表題全て
本件対象文書2	表のうち、1段目2列目全て
	表のうち、3段目2列目全て
	表のうち、4段目2列目全て
	表のうち、7段目2列目全て
本件対象文書3 1枚目	表のうち、1段目2列目全て
	表のうち、1段目4列目全て
	表のうち、5段目2列目全て
2枚目	表のうち、1段目2列目全て

本件対象文書3 2枚目	表のうち、2段目2列目全て
	表のうち、3段目2列目全て
	表のうち、4段目2列目全て
	表のうち、4段目3列目全て
	表のうち、7段目2列目全て
3枚目	表の上段の2行目8文字目から11文字目まで
4枚目	表の上段の2行目8文字目から13文字目まで
6枚目	表の上段左側の記述全て
	表題全て
本件対象文書4 1枚目	表のうち、3段目2列目全て
	表のうち、15段目2列目全て
	表のうち、16段目2列目全て
本件対象文書5 1枚目	表のうち、1段目2列目全て
	表のうち、4段目2列目全て
	表のうち、6段目2列目全て
	表のうち、12段目2列目全て
2枚目	表題全て
3枚目	表題全て
本件対象文書6	表のうち、1段目2列目全て
	表のうち、2段目2列目全て
	表のうち、5段目2列目全て
	表のうち、14段目1列目全て
	表のうち、14段目2列目全て

本件対象文書6	表のうち、15段目1列目全て
	表のうち、15段目2列目全て

※ 注意点

1 表の定義

水平方向のまとまりを「段」、垂直方向のまとまりを「列」とする。

2 文字の数え方

ア 「、」、「（」、「）」、「○」、「◎」、「※」は、1文字と数える。

イ 数字は、桁ごとにそれぞれ1文字と数える。

ウ 文字及び行のスペースは数えない。

エ 行の文字数は、全て左から数える。